

東京都島嶼町村一部事務組合特定事業主行動計画

令和 8 年 3 月

東京都島嶼町村一部事務組合

東京都島嶼町村一部事務組合特定事業主行動計画（以下「本計画」という。）は、次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第19条及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第19条に基づき、東京都島嶼町村一部事務組合が策定する特定事業主行動計画である。

1 計画期間

本計画の期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間とする。

2 数値目標

(1) 配偶者が出産する男性職員の育児休業又は育児参加のための特別休暇の取得率を100%とする。

(2) 令和12年度までに、時間外勤務の年間平均時間を100時間以下とする。

【時間外勤務年間平均時間】令和6年度：100.3時間

(3) 令和12年度まで、女性職員の割合を25%以上で維持する。

【女性職員の割合】令和7年度：27.3%

(4) 令和12年度まで、職員の年次休暇の平均取得日数15日以上を維持する。

【平均取得日数】令和7年：20.6日

3 取組内容

(1) 子どもの出生時や子育て期における休暇制度等について、一層の周知を図るとともに、対象職員に対して制度の利用についての適切なアドバイスや意向確認を行うなど、制度を利用しやすい職場の雰囲気づくりに努める。

- (2) 子どもの出生時における男性職員の出産支援休暇や育児参加休暇の取得を推進する。
- (3) 育児休業を取得した職員が円滑に職場に復帰できるよう、本人の意欲・能力を活かしながら働くことのできる職場環境の整備に向けた取組や、休業中の職員に対する業務の状況等に関する情報提供を行う。
- (4) 小学校就学の始期に達するまでの子どものいる職員の深夜勤務及び超過勤務の制限の制度について周知するとともに、超過勤務の上限時間の厳守を徹底する。
- (5) 仕事と介護の両立支援制度を十分活用できないまま介護離職に至ることを防止するため、介護休暇制度の周知や相談しやすい雰囲気づくりなど、希望する職員が安心して取得できる環境整備を行う。
- (6) 庁内のDX化の推進により、業務効率の向上を図るとともに、テレワーク制度の導入や利用しやすい環境整備を行うなど柔軟な働き方を推進する。
- (7) 各課長等は職員が年次休暇を取得しやすい環境づくりに努めるとともに、ゴールデンウィークや夏季等における連続休暇の取得促進を図る。